

え事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
(2) 傍聴の手続は先着順で行い、定員になり次第終了する。

- 6 問い合わせ先
下益城郡松橋町久具 400 - 1
宇城地域保健医療推進協議会事務局（宇城保健所総務企画課）
（電話 0964 - 32 - 1147）

熊本県環境審議会公告第3号

第25回熊本県環境審議会の会議を、次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成16年3月17日

熊本県環境審議会
会長 篠原 亮 太

- 1 開催日時
平成16年3月24日（水）
午後1時30分から午後3時30分まで
- 2 開催場所
熊本県熊本市水前寺公園 28 - 51
熊本テルサ 3階「たい樹」
- 3 会議内容
 - (1) 審議事項
「平成16年度熊本県公共用水域及び地下水の水質測定計画」（案）について
 - (2) 報告事項
 - ① 平成15年度鳥獣部会審議結果について
 - ② 平成15年度温泉部会審議結果及び保健所別温泉掘削等許可申請状況について
 - ③ 公共関与による管理型最終処分場建設候補地の選定について
 - ④ 「光害の防止に関する条例」について
 - (3) 意見聴取
第13回「くまもと環境賞」被表彰者の選考について
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
 - (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会議場において、審議会の会長の許可を得た上で、会議の会場に入ることができる。
 - (2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 その他
会議内容(3)意見聴取「第13回『くまもと環境賞』被表彰者の選考について」は、同賞被推薦者に関する経歴等個人情報に関わる内容であるため、熊本県情報公開条例第7条第2号に基づき公開しないこととするので、同議題審議の際、報道関係及び傍聴者には退席いただく。
- 7 問い合わせ先
熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県環境審議会事務局（熊本県環境生活部環境政策課環境立県推進室）
（電話 096 - 383 - 1111 内線 7320）

熊本県都市計画審議会公告第3号

第119回熊本県都市計画審議会を次のとおり開催します。

平成16年3月17日

熊本県都市計画審議会
会長 渡辺 千賀恵

- 1 開催日時
平成16年3月22日（月曜日）
午前10時30分から
- 2 開催場所
熊本テルサ 熊本県熊本市水前寺公園 28-51
- 3 議題
 - 1 建築基準法第51条ただし書の規定に基づく産業廃棄物処理施設の位置（がれき類破砕処理施設・熊本都市計画区域）
 - 2 建築基準法第51条ただし書の規定に基づく産業廃棄物処理施設の位置（木くず破砕処理施設・熊本都市計画区域）
 - 3 建築基準法第51条ただし書の規定に基づく産業廃棄物処理施設の位置（廃プラスチック類破砕処理施設・水俣都市計画区域）
 - 4 長洲都市計画道路の変更（長洲玉名線外1路線）
 - 5 玉東準都市計画区域の指定
 - 6 玉東準都市計画用途地域の決定
 - 7 熊本都市計画区域「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の決定

- 8 荒尾都市計画区域「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の決定
- 9 八代都市計画区域「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の決定
- 10 人吉都市計画区域「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の決定
- 11 水俣都市計画区域「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の決定
- 12 玉名都市計画区域「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の決定
- 13 本渡都市計画区域「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の決定
- 14 山鹿都市計画区域「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の決定
- 15 牛深都市計画区域「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の決定
- 16 菊池都市計画区域「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の決定
- 17 宇土都市計画区域「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の決定
- 18 城南都市計画区域「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の決定
- 19 松橋不知火都市計画区域「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の決定
- 20 小川都市計画区域「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の決定
- 21 長洲都市計画区域「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の決定
- 22 植木都市計画区域「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の決定
- 23 大津都市計画区域「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の決定
- 24 泗水都市計画区域「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の決定
- 25 阿蘇都市計画区域「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の決定
- 26 御船都市計画区域「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の決定
- 27 鏡都市計画区域「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の決定
- 28 芦北都市計画区域「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の決定
- 29 熊本都市計画区域区分の変更
- 30 荒尾都市計画区域区分の変更（廃止）
- 31 都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域（白地地域）における建築物の形態規制

4 傍聴者の定員

20人

5 傍聴手続

1 審議会の傍聴を希望される方は、受付時間内に受付に集合してください。

2 受付時間は、審議会開会の1時間前から10分前までとします。

3 傍聴を希望される方の総数が傍聴者の定員を超える場合は、抽選により傍聴者を決定します。

4 傍聴を認められた方は、受付において氏名及び住所を記入し、会場に入室することができます。

6 非公開の審議案件

3の議題中1から3の議案については、非公開の審議であり、傍聴できません。

7 問い合わせ先

熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号

熊本県都市計画審議会事務局（熊本県土木部都市計画課計画調整係）

（電話 096-383-1111 内線 6177）

熊本県育英資金貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年3月17日

熊本県教育委員会委員長 岡 畑 寛

熊本県教育委員会規則第2号

熊本県育英資金貸与規則の一部を改正する規則

熊本県育英資金貸与規則（昭和47年熊本県教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項を次のように改める。

2 前項の生計の主たる維持者が未成年の場合は、その者に代わる独立の生計を営む成年人1人を保証人に立てなければならない。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。